

第1部 序章

第1章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、平成4年の都市計画法の改正により創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）のことであり、都市の将来像や土地利用、道路、公園、下水道をはじめとする都市施設の整備方針等、基本的な方向性を示した都市づくりの総合的な指針です。

2. 都市計画マスタープランの役割

■長期的な視点から、実現すべき都市の将来像を明確にする指針

都市の現況や課題を把握し、将来あるべき都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの方針を示したものです。

■市が定める都市計画の決定・変更の指針

地域地区、都市施設、市街地開発事業等の都市計画を決定又は、変更する際の重要な指針となります。

■道路、公園、下水道等、都市施設整備に関わる総合的な指針

都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを実現するため、都市計画法に基づく決定・変更以外の都市づくりの手法にも、施策の方向性を示す役割を担います。

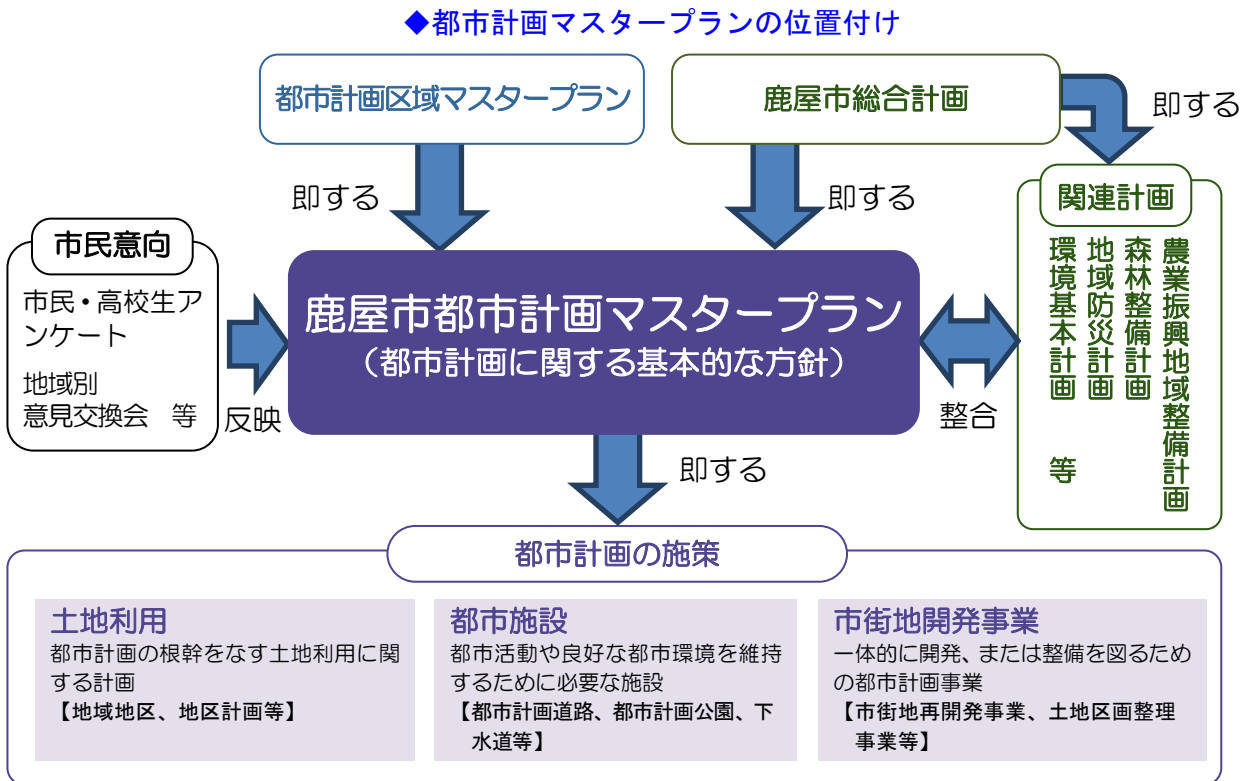
■市民と行政の協働による都市づくりの理解を得る指針

市民と行政が協働して都市づくりに取り組む上で、都市計画に対する理解を深め、都市計画法に基づく決定・変更の際の合意が円滑に進む役割を担います。

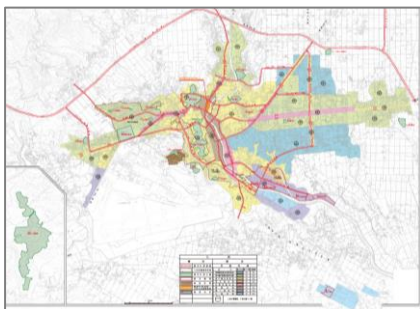
3. 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2において「市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し定めるもの」とされています。

このため、鹿屋市都市計画マスタープランは上位計画である「鹿屋市総合計画」や鹿児島県が広域的な見地から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「都市計画区域マスタープラン」という）に即し、関連計画と整合を図りながら都市づくりに必要な基本方針を定めます。



○土地利用
(用途地域指定状況)



○地区計画
(パークヒルズ鹿屋地区計画)



○都市施設
(都市計画道路 3.3.12 笠之原一里山線)



○市街地開発事業
(北田大手町地区第一種市街地再開発事業)



第2章 鹿屋市都市計画マスタープランについて

1. 策定の背景

本市は、平成18年に鹿屋市、輝北町、串良町、吾平町の1市3町が合併し、新たな鹿屋市として誕生しました。このような中、人口減少・高齢化の進行、経済活動のグローバル化、環境問題の顕在化、災害に対する意識の高まり等、都市づくりを取り巻く環境は大きく変化しています。

■人口減少・高齢化の進行

近年、我が国では人口減少・高齢化が急速に進行しており、大都市への一極集中が進む一方で地方都市の活力の低下が懸念されています。人口減少・高齢化の進行は、地域活力の低下、都市基盤の維持管理費の増加等、様々な問題に影響を与えており、持続可能な都市を目指すためには、従来の拡大型の都市構造から集約型の都市構造への転換が求められています。

■経済活動のグローバル化

産業構造の高度化やグローバル化等により、人々の活躍の場が国内外に広がり、都市間においても人の流動が大きくなっています。また、雇用面では、企業の収益改善等による雇用の増加や賃金上昇につながりつつありますが、経済成長に向けた不安定要因も見受けられ、今後もそれぞれの都市が有する特性や資源、魅力を活かして多くの人が活躍する都市づくりが求められています。

■災害に対する意識の高まり

東日本大震災をはじめとする自然災害の発生を背景に、安全で安心して暮らせる都市づくりがこれまで以上に求められており、豊かな市民生活を実現するためには、市民が安心して暮らせる都市づくりが重要となります。このため、防災、防犯、子育て、就労、健康、都市施設の整備等、あらゆる分野において、「安全・安心」の視点を大切にした取組が求められています。

■環境問題の顕在化

地球温暖化や異常気象等、地球規模の環境問題の顕在化により、市民一人ひとりの環境意識が高まっています。今後も、継続して身近な生活環境や自然環境を維持するため、環境への負荷を低減し自然と共生する循環型社会の構築に向けた取組が求められています。

こうした背景から、市民の理解と参加のもと、都市計画に関する分野において取り組むべき課題を明らかにした上で、都市の将来像を示し、具体的な方針を明確にすることで都市の一体的な発展を目指す「鹿屋市都市計画マスタープラン」を策定します。

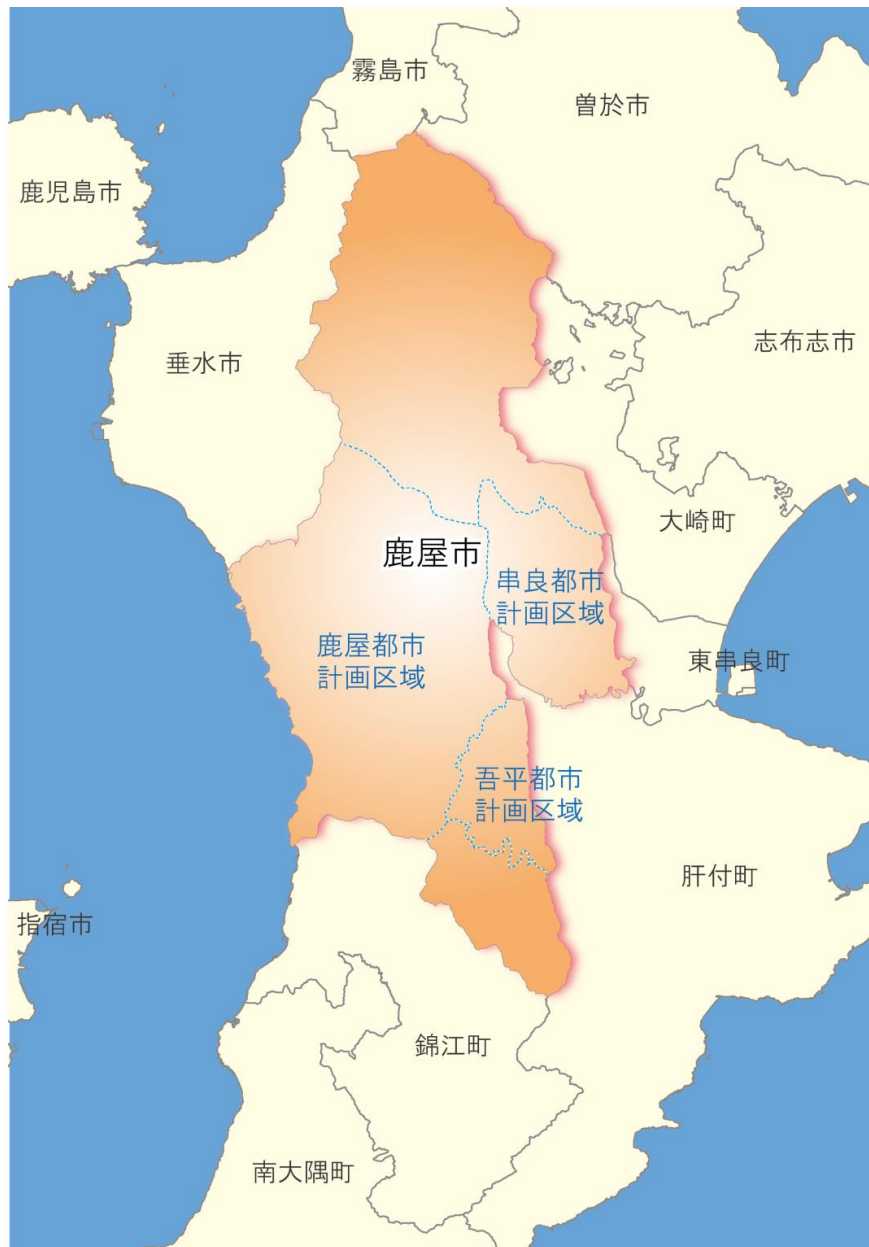
2. 目標年次

都市計画マスタープランは、長期的な視点から20年先を見据えた計画とし、目標年次を平成47年度（西暦2036年）とします。

3. 対象範囲

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示すものとして基本的に都市計画区域が対象範囲となりますが、本市においては市域の一体性や地域間の相互連携による発展を目指すことから、市全域を対象範囲とします。

◆対象範囲（市全域）



4. 計画の構成

都市計画マスタープランは、現況と課題を明らかにした上で、目指すべき都市の将来像や、その実現に向けた分野別の方針を示した「全体構想」と、地域ごとの方針を定める「地域別構想」によって構成します。

◆計画の構成

第1部

序章

- 第1章 都市計画マスタープランの概要
- 第2章 鹿屋市都市計画マスタープランについて

第2部

現況と課題

- 第1章 概況
- 第2章 現況
- 第3章 都市づくりに必要な視点からの課題

第3部

全体構想

- 第1章 都市の将来像
- 第2章 分野別方針

第4部

地域別構想

- 第1章 地域区分
- 第2章 地域別方針

第5部

計画の実現に向けて

- 第1章 実現に向けた基本的な考え方
- 第2章 協働による都市づくりの推進
- 第3章 計画の進行管理



市街地から高隈山を望む